



いわない 議会だより

発行 岩内町議会
編集 議会運営委員会
〒045-8555
北海道岩内郡岩内町字高台134-1
☎ 0135-67-7081
FAX 0135-67-7106
メールアドレス
gikai@town.iwanai.lg.jp



赤坂奴「日本の祭り」に選定

2025. 8
No.1 69

第2回定例会報告	P 2
第2回臨時会報告	P 3
一般質問	P 4～12
議会日誌	P 9



マチイロ

広報紙・議会だよりを
スマホなどで閲覧できます



第2回 定例会 報告

令和7年度一般会計補正予算等を審議する第2回定例会は、6月16日招集され、町長より提案された議案の説明を受け、議案調査のため、休会しました。

6月23日に再開し、6名の議員により町政各般にわたり一般質問が行われ、引き続き議案の審議を行い、6月27日閉会しました。

審議した案件

令和7年度各会計補正予算3件、条例改正4件及びその他議案4件は原案可決となりました。

《補正予算》

○令和7年度一般会計補正予算
栄団地消防用設備設置工事費7千3百万円及び定額減税補足給付金4千5百50万円等を追加補正しました。

○令和7年度国民健康保険特別会計補正予算
国民健康保険システム改修業務委託料29万2千円を補正しました。

○令和7年度後期高齢者医療特別会計補正予算
通信運搬費48万3千円を追加補正しました。

《条例改正》

○岩内町費職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例設定
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしました。

○岩内町費職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例設定
地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしました。

○岩内町空き家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例設定
空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、管理不全空き家等の規定及び緊急時の代執行等について、所要の改正をしました。

○岩内町布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例設定
水道法施行令等の一部改正に伴い、所要の改正をしました。

《その他》

○辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更
辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更をするため、法の規定に基づき議決しました。

○財産の取得
トイレカーを取得することを決めました。

○財産の取得
児童生徒用タブレット型端末を取得することを決めました。

○工事請負契約の締結
岩内町義務教育学校建設外構工事請負契約を締結することを決めました。

審議した請願・意見書・陳情

請願1件は採択、意見書2件は原案可決、陳情1件はみなし採択となりました。

○岩内町立小中学校4校及び岩内中央学園に係る教育環境及び施設と設備への請願

○地方財政の充実・強化を求める意見書

○地方財政の充実・強化を求める意見書の提出を求める陳情

○ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書

意見書は、関係機関に送付しました。

第2回臨時会報告

令和7年度各会計補正予算等を審議する第2回臨時会は、5月19日招集され、町長より提案された議案の説明を受けた後、引き続き続いて議案の審議を行い、同日閉会しました。

《補正予算》

○令和7年度一般会計補正予算
防災備品購入費千5百万円及び防災車両購入費千百万円等を補正しました。

○令和7年度臨海部土地造成事業特別会計補正予算
令和6年度同会計への繰上充用金2億7千80万千円及び一時借入金利子百79万5千円を追加補正しました。

《条例改正》

○岩内町税条例の一部を改正する条例設定
地方税法の一部改正等に伴い、個人住民税の特定親族特別控除の追加及び軽自動車税種別割に係る二輪車の車両区分の見直し等について、所要の改正をしました。

○岩内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例設定
地方税法施行令の一部改正に伴い、基礎課税額の限度額等について、所要の改正をしました。

《その他》

○委託契約の締結

水産養殖施設再生可能エネルギー導入効果検証業務に係る委託契約を締結することを決めました。

○工事請負契約の締結

薄田通り歩道新設工事に係る工事請負契約を締結することを決めました。

○工事請負契約の締結

二子ナイ川護岸補修工事に係る工事請負契約を締結することを決めました。

○工事請負契約の締結

東山団地10号棟外壁等改修工事に係る工事請負契約を締結することを決めました。

一般質問の全文は、町のホームページ内「岩内町議会」のページにて公開しておりますので、ご覧ください。



町公式HP

<https://www.town.iwanai.hokkaido.jp>

賛否が分かれた案件一覧

賛否の分かれた議案について、各議員の賛否結果を掲載しています。

第2回定例会議案

賛成：○ 反対：× 欠席：欠

件名	審議結果	志政クラブ							新政クラブ		公明党		日本共産党	市民自治会	革新クラブ
		池田光行	栗林英之	永井明	本間勝美	中家正希	村田文明	岩城幹	志賀昇	金沢志津夫	谷口雅史	奈良初枝	大田勤	佐藤英行	大石美雪
令和7年度一般会計補正予算（第2号）	原案可決	欠	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×

第2回臨時会議案

賛成：○ 反対：× 欠席：欠

令和7年度一般会計補正予算（第1号）	原案可決	○	○	－	○	○	○	欠	○	○	○	○	×	○	○
令和7年度臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決	○	○	－	○	○	○	欠	○	○	○	○	×	○	○

※全員賛成の議案は、掲載していません。また、永井 明議長は採決には加わりません。（可否が同数となった場合は、議長が裁決します。）

一般質問

6月23～25日 6名の議員による一般質問が行われました。
紙面の都合上、再質問・再々質問を含め要約・省略をしています。

一般質問とは 本会議において議員が、執行機関に対し、町政各般にわたり、執行状況や町の将来の方針などについて質問するものです。
(※会派に属さない議員及び各会派1名としています。ただし、5名以上で組織する会派は複数名としています。)

奈良初枝議員

動物と共生する社会の実現に向け災害時に

おけるペットとの同行避難について

■質問■

災害時におけるペットの扱いは、東日本大震災以降、環境省から「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」が示され、ペットとの同行避難が推進されている。町内では狂犬病の予防接種をした犬は、令和5年度266頭、6年度271頭。その他にも猫など多くの動物が住民と一緒に生活している。いつ起こるかわからない災害を想定してペットとの避難について考えておく必要がある。ペットは家族の一員である。是非、同行避難所開設に向け認識を高めていただけるよう、ペット同行避難ガイドラインの策定及び周知について伺う。

■町長■

被災者とペットの同行避難は、飼い主の精神的不安や負担を和らげ、ペットに安心感をもたらすが、避難所は、様々な住民が集まる場所であり、動物が苦手な方やアレルギーの方への配慮、糞尿など衛生面の問題のほか、ペット同伴専用避難所スペースの確保、受け入れ体制の整備など様々な課題もあり、現時点で町独自のペット同行ガイドライン策定には至っていない。

ペットが与える精神面への影響が大きいことは、町でも理解いただけるよう周知活動が必要と考えるが、全ての避難住民が体調を崩すことなく避難生活できる環境構築が地方自治体には求めら



れており、災害時にペットと共に安全に避難できるように、他自治体の受け入れ体制などの事例等について情報収集を図り、住民が不安なく避難生活を送れるよう実施方法を検討したい。

女性に配慮したAEDの使用

方法と三角巾の配備について

■質問■

女性に配慮したAED使用時の三角巾は、プライバシー保護のほか、止血や固定等に使用できる。いざという時に、AEDが時間や場所を限定することなく使用できる環境にあるかどうか、それが問われている。そこで伺う。

の普及啓発に努め、救命率の向上を図ることが必要と考えるが、見解を伺う。

■町長■

1. 令和4年度13件、5年度22件、6年度20件。
2. 庁舎と各施設など合わせて全15台設置、全て未就学児童に対応した機器。

1. 直近3年間において、心停止による救急搬送の事例はあるか。
2. 町のAED設置台数と設置場所、未就学用AEDの設置場所は。

3. 町の公共施設に設置しているAEDボックスや収納ケースの中に、三角巾を配備する考えはあるか。

4. AEDの設置場所の周知だけでなく、人命救助意識やAED使用

3. 4. 町の公共施設では三角巾シートが配備されているところはなく、タオルや毛布等で対応。設置については今後検討する。

岩内消防署とも連携、協力を図りながら、AEDの普及啓発と人命救助に対する意識の醸成に努める。

大田 勤議員

泊原発防潮堤この高さでは

津波を防げない 道発表の

津波高では設計変更が必要



的である、住民の生命及び身体の安全の確保に沿って、厳正な審査が行われていると認識。

6. 7. 現時点では防潮堤の高さ等の津波対策について、町から北電に申しアクションを起こす

考えはない。原子力の安全性の問題は、国及び電力事業者が責任を持つて丁寧な説明を行い、国民の理解と信頼を得ていくことが重要。今後も、地域住民の不安や疑問について真摯に向き合い、解消に努めるよう要望する。

道が公表した地震・津波被害想定や

能登半島地震の教訓を取り入れ

防災資機材・トイレ確保に力を入れるべきでは

などの対応は。

10. 能登半島地震や津波・大地震の想定を取り入れ防災資機材の確保を。

■町長■

1. 災害時対応備品は、概ね3日目までに必要な保存食、保存水などを計画的に整備。

今年度は、断水時用ポータブルトイレなどのほか、トイレカーの購入を予定。

■質問■

1. 道発表の「日本海沿岸の地震・津波被害想定」では泊村の最大津波高は19.3mと予想された。泊原発の19mの防潮堤で津波から守れるのか。

2. 新知見を取り入れた防潮堤工事は設計変更になるのでは。

3. 規制委員会が認めた裕度を持った19mの防潮堤は何か根拠か。

4. 提出された計画を自ら確かめもしない規制委員会は再稼働推進委員会となり住民の信頼を得られないのでは。

5. 工事中の防潮堤高では設計変更が必要では

6. 津波が防げない防潮堤工事を進める北電や建設を認めた規制委員会に町長はアクションを起こさないのか。

7. 津波対策など地域住民の不安や疑問は解決されず、規制委員会の再稼働合意など認められない。町長の所見は。

■町長■

1. 2. 5. 道公表の津波被害想定は、「津波浸水想定設定ワーキンググループ」が平成29年に設定した道日本海沿岸の津波浸水想定等の結果を用いており、新たな津波高などの想定が公表されたものではない。

泊村の最大津波高は茂岩地区付近の想定で、泊発電所の所在地の津波

高は8mで19.3mの津波が泊発電所に到来する想定ではない。
また、北電の自社評価は最大水位上昇量15.68mとなっていることを審査会合で規制委員会に説明しているとのことであり、道の被害想定公表による泊発電所の津波評価や新たな防潮堤への設計には影響はないと認識。

3. 北電によると、基準津波の最大水位は15.68mに潮位のばらつきや、地震による敷地内の沈降量、最大水位上昇量に対する防潮堤高さの余裕などを考慮した結果、19mと設定したと伺っている。

4. 町が申し述べる立場にはないが、審査は、原子力災害対策指針の目

1. 昨年度まで防災資機材や非常用備蓄品は何を整備し、今年度は何をそろえるのか。

2. 小型トイレカーの主要諸元・仕様、利用人数想定値は。

3. 町が備える災害時のトイレ数は。

4. 被災後の上下水道普及までのトイレ対策は。

5. 国は災害発生当初避難者約50人当たり1基、

長期化には約20人当たり1基のトイレが必要と説明。確保計画は。

6. 災害発生に備えて必要なトイレ数は。

7. 学校統廃合での地域住民避難対策は。

8. 民間事業者と災害時の仮設簡易トイレ設置に関する協定など結んでいるか。

9. 障がい者・女性の意見を取り入れ、一般用と別にトイレを確保する

2. トイレカーは、小型車両とトイレを一体化したもの。仕様は、乗車定員2名、ウォッシュレット機能付きの洋式水洗トイレと手洗い場を備え、排水に必要な給水タンクや便槽タンクのほか、サブバッテリーを充電する太陽光発電機能を備えている。

災害時の利用想定値は、約140人が使用可能。

3. 6年度末で断水時用ポータブルトイレ10個、洋式簡易トイレ29個。

4. 災害時の断水は、関係部局連携のうえ、1日も早い復旧を目指すとともに、国や道による支援のほか、トイレカーの活用などにより断水時対策に努める。

5. 6. 町独自のトイレ確保計画は、現時点で作成していないが、国のガイドラインを参考に、災害時のトイレ確保等の充実を図る。

トイレ数は、国のガイドラインの数値にとらわれることなく、住民の声やそれぞれの場所に合った整備も重要と考え、様々な条件・現状に目を向け取り組む。

7. 義務教育学校の開校に伴う既存校の利活用は、東小を除く3校は活用を基本としており、避難場所としての活用が可能。今後、策定予定の学校跡地に係る利活用方針との整合性を図り必要に応じ住民への周知を図る。

なお、岩内中央学園は、指定避難場所として指定

する予定。

8. 仮設トイレの提供を受けるため、機材の提供に関する協定を2社と締結し、防疫活動業務の協力に関する協定も締結

9. 障がい者用トイレ整備は、手すりが付いたタイプを計画的に整備。パソナルテントも大・小の2種類を購入、大サイズは車いすの方も利用でき、小サイズは設置場

所を変更することができると、女性も使用できるトイレの配置も可能。今後必要配慮者を含む避難者のニーズに寄り添った備品等の整備に努める。

10. 引き続き実践的な防災訓練の実施、セミナーや町内会・自治会向けの防災出前講座等の啓発活動を通じ、地域住民の安全・安心な暮らしを守る責務を果たす。

道の大地震・津波被害想定を 考慮したら 泊原発再稼働 などあり得ない

■質問

1. 「放射線防護施設が壊れた場合、町内の同施設、他町村避難所に移動」とは具体的にどこで、移動手段は。

2. 道路橋梁被害で、町の道路網はグタバタ。全町的に移動は困難ではないのか。

3. 泊3号機の重大事故シミュレーションと日本海沿岸の地震・津波被害想定状況で、住民避難ができるのか。

4. 複合災害では住民は避難できず、被ばくすること考えることが必然では。

5. 町長は道に対し地

震・津波の対策を進める財源への支援と、複合災害では住民を被ばくから守れないと伝える必要があるのでは。

6. 再稼働の地元同意を求められた時、後志町村や道全体を考えた判断となるのでは。

7. 泊発電所周辺地域原子力防災計画。避難できない計画での原発再稼働は反対。町の所見は。

■町長

1. 2. 町の放射線防護施設は、役場・保健センター、西小学校、岩内あけぼの学園、介護老人保健施設コミュニティホーム岩内、北海道社会事業協会岩内病院の5カ所。

他町村の放射線防護施設は、UPZ内で20カ所。避難道路の確保は、町地域防災計画で国道・道・基幹となる町道が定められている。

道路が使用できない場合、ヘリコプターや船の使用も想定している。

こうした避難経路の確保策を踏まえ、施設への移動手段は、道貸与の要配慮者搬送用緊急時防災資機材自動車や町公用車で対応。困難な場合は道より車両の提供などが受けられる体制となつている。

3. 4. 北電の重大事故シミュレーションや、公表された地震・津波の災害と原子力災害の複合災害への対応は、現行の防災計画をより実効性のあるものに精度を向上させていくことが必要。今後国や道、関係機関などと連携し、その都度必要な計画の修正を講じる。

また、道の被害想定公表結果を受け、地震発生後、いかに迅速に避難するかが人的被害を最小限にとどめることに直結することから、災害は明日発生するかもしれないとの認識のもと、日頃から防災意識の高揚を住民と共有するよう取り組む。

5. 道からは、現時点で特措法に基づく国庫補

助率の嵩上げも含め、新たな支援策は具体化されていないと伺っている。今後も国・道に対し、耐震化や防災資機材の整備等、支援策の拡充及び充実に適宜要望する。また、複合災害への対応は、各関係機関とも十分連携を図り内容の充実に努める。

6. 現時点では、規制委員会による審査が継続中であり、今後、具体的な内容が示された場合は、議会議論や町民、地元の経済団体等の意見を踏まえ、適切に判断する。

7. 現行の泊発電所周辺地域原子力防災計画には、能登半島地震による教訓をはじめ、その他複合災害を含む過去の他地域での災害及び事故の教訓を踏まえ、対策を講じていることから、避難は可能と考えるが、引き続き、関係機関と連携し、様々な事態を想定した実践的な訓練を積み重ね、防災計画の実効性の向上に取り組む。

栗林 英之 議員

地域おこし協力隊員に

ついて



■質問■

地域おこし協力隊員の活動について質問する。

1. これまで町で受け入れた協力隊員数とその活動内容、任期を終えた協力隊員のうち、何人が町に定住しているか。

2. 起業や就業、地域活動への参加といった定量的な成果は。

3. 費用対効果について、町の評価や検証は行っているか。

4. 協力隊の活動内容は、地域のニーズと一致しているか。また、活動内容の設計や評価は。

5. 隊員が孤立することなく、地域に溶け込め

るような体制整備は。

6. 任期終了後の定住や起業に向けた支援制度は。また、町独自の継続的な協体制が必要と考えるが、見解は。

■町長■

1. これまでに計13名を任命。活動内容は、観光振興や高齢者福祉、移住定住、農業支援、美術振興、情報発信。退任者は9名、定住者は2名。

2. 2名の隊員が町内で起業。地域活動は、6年度、移住者お話し会4回、SNSなどによる情報発信139回、ワークショップや絵画教室の補助など27回、道の駅検討会での提案を2回実施。

3. 4. 活動内容は、隊員募集において、各所管から活用希望を聞き設定し、応募者の能力や適性を考慮し採用。

採用後はプロジェクトマネージャーなどの面談を重ね、ニーズと一致した活動となるよう努めている。

また、活動内容の評価は、毎週の面談、期末面談として、評価シートにより職務達成状況について、評価を行っている。

費用対効果は、一概に評価検証することは難しいが、活動内容や成果を客観的に評価していくことで、より効果的な地域協力活動となるよう努める。

5. 地域プロジェクトマネージャーによる協力

隊のサポートを通じ、新規隊員が地域に溶け込めるよう活動を広く紹介することで、地域とのマッチングを進める。

6. 協力隊員の起業に要する経費として、起業・事業継承支援補助金百万円を2名分予算計上。

また、町独自の継続的

夜桜ライトアップに

ついて

■質問■

岩内観光協会や蓮華寺の夜桜ライトアップ、含翠園内でのライトアップにより多くの人が訪れ、町の魅力を再発見する機会となった。近隣地域からの訪問者も増えており、観光振興や地域活性化につながることから質問する。

1. 夜桜ライトアップを継続していくためには、事業内容やコスト負担について検討が必要と考えるが、町の見解は。

な協体制は、地域おこし協力隊全国ネットワークプラットフォームや道地域おこし協力隊ネットワークを活用した情報共有や交流活動のほか、活動報告会、現役隊員との連携を通じ、任期終了後の活動をサポートしていく。

1. 3. 観光事業の官民連携は、官と民がそれぞれの役割を担いながら、事業展開することが基本にあると認識。夜桜ライトアップも、観光協会で組織体制が整えられており、新たに町が組織づくりを行うことは考えていないが、事業の継続に向けては、関連する事業者等の参画を促すなど、観光協会と協議していく中で、コスト負担の検討など支援に努めている。

2. SNSや観光サイトなどでの情報発信が求められる。また、外国人観光客への多言語対応も重要となるが、町の考えは。

3. 継続して行くためにも自治体主体の組織体制づくりが必要。町の考えは。

4. 桜の木の管理状況と枯死木の有無について把握されているか。また、植栽計画はあるのか。

2. 2年目となる夜桜ライトアップは、町や観光協会、蓮華寺、社交飲食組合の方々が、エリア全体での連携や事業の魅力向上を検討した中で、町内の飲食店へのチラシ配付、SNSからの情報発信を強化した。外国人向け多言語対応については、デジタル観光マップのほか、試験的に英語でのSNSの情報発信など、多言語対応の重要性は高まっていくと考える。また、個別イベント

への対応も含め充実強化に努める。

4. 町管理の桜は、防虫対策として4・6月に薬剤散布、樹形保持として4～6月にかけて、てんぐ巣病や枯枝等の除去を行っている。枯死木等の状態は、造園業者の知見をもとに伐木か剪定かを判断し対応。

植栽計画については、大規模な計画はないが、既に枯死し伐木を行った箇所では、桜が存在しないエリアがある事、岩内観光協会主催によるライトアップ事業の継続も見込まれる事から、計画的な補植を順次行うことが必要。



道の駅周辺の

再整備計画について

■質問■

道の駅の再整備等について質問する。

1. 再整備計画で、生活利便性を高める設計や活用方法、魅力的な道の駅について、町の見解は。

2. 国や道の進める補助制度の活用や防災拠点としての計画は。

3. 道の駅周辺は、文化センターや美術館等が集約され、道の駅との統合は町全体の活性化に繋がる。この一帯のグランドデザインは。

4. 再整備後の道の駅の運営は。また、収支見通しについてなど、将来の持続可能性について、町の見解は。

5. 「町民参加型のマルシェ」や「高校生によ

る特産品開発」など町民参加イベントを開催する考えは。

6. 町民が安価で購入できる直売所など高齢者・子育て世帯の居場所機能を持たせることが魅力向上となると思うが、見解は。

■町長■

1. 道の駅の再整備は、本年度から検討に着手する。施設規模や機能に加え、防災や地域公共交通拠点としての整備について協議を行い、基本設計に繋げていく。また、港まちの特色を活かし、町民が集い観光客が訪れる「まちの顔となる」拠点として、検討を進める中で具体化する。

2. 財源確保は大変重要な課題で、補助制度の活用など調査を進める。

また、国では「道の駅」第3ステージを推進しているため、災害対応、防災機能の連携・強化、防災拠点としての機能整備も実施する。

3. 立地適正化計画において、道の駅周辺は、観光客等の玄関口であり、既存施設との連携など、まちの顔となる交流・観光拠点の形成が期待できるエリアとして位置付けている。

4. 運営は、手法によって収益に直結することから、公民連携による整備を含めた運営形態を検討する中で判断していく。また、収支見通しは、道の駅周辺の交通量や、これまでの販売実績から、黒字化は非常にハードルが高いものと想定。今後、収支見通しの試算も必要と考える。また、収益を上げるためには、海、山、歴史、文化などを掛け併せるなど、町全体での来訪動機づくりを進め、稼ぐ力を養成することが、持続可能な

道の駅としての運営に繋がる。

5. 6. 軽トラック市や道の駅前でのイベントを開催している方々の意見を伺いながら、イベントを実施しやすい施設機能や環境づくりに配慮し、賑わいの創出を目指す。

事業引継ぎ支援について

■質問■

は。

町内の商店、個人事業主は高齢化し、後継者が見つからずに廃業を選ぶケースが増えている。

1. 今後5年から10年で廃業予定または後継者未定の事業者の数は。また商工会議所等と連携して調査を行う予定はあるか。

2. 事業継承に関する相談体制は町に整っているか。商工会議所などと連携した「相談会」や「マッチング支援」などを定期的に開催する考え

は。

すほか、新たな特産品やご当地グルメの開発にも着手していく。また、平日の集客対策として、地元産品等の直売所や町民が集う施設機能も検討するなど、観光客はもとより、地元の方々にも魅力ある道の駅となるよう検討を重ねていく。

3. 地元高校生やU・Iターン希望者などが、事業を引き継ぐ機会が持てるよう、「後継者募集情報の可視化」や新たな助成の検討ができないか。

4. 空き店舗をリノベーション・補修やテスト出店支援と組み合わせ「引継ぎ型創業支援モデル」として活用する取組を始める考えは。

■町長■

1. 2. 廃業予定・後

継者未定の事業者数は、把握していない。しかしながら、町では4年度に産業振興プランの策定に向けたアンケート調査で1割程度が事業継承を希望すると確認。

商工会議所や道事業継・引継ぎ支援センター等と連携して実態調査を行う考えはないが、産業振興プランで後継者不在の事業者等に対する連携・支援に取り組むこととしている。事業者への個別相談は、岩内中小企業相談所において、随時、受け付けており、改めて商工会議所などと連携して行う予定はないが、(株)北海道共創パートナーズが事業主体となり、事業継承を目的とした「地域の人事部支援事業」へ本年5月末に補助申請した。採択された際には、マッチング伴走支援事業を取り進めることとなっている。

3. 4. 後継者募集情報の可視化は、U・Iターン者に加え、移住者や地域おこし協力隊の募

集などにも有効な取組であり、岩内中小企業相談所などの関係機関と検討を進める。また、起業支援と事業継承の併用助成は、空き店舗等活用支援事業を実施しているため、支援制度の拡大の考えはない。また、テスト出店など事業の継続性が不透明な事業への支援は、慎重に制度設計すべきと考えており、現状で制度創設の予定はない。事業継承に関する支援は、(株)北海道共創パートナーズで申請した「地域の人事部支援事業」が採択された際には、一定程度の事業費や最大3年間で継続できる事業展開が見込まれるので、こうした民間活力を導入した事業承継などについて、町や商工会議所、金融機関、民間事業者がそれぞれの役割を担い連携し、町としても努力していく。

佐藤 英行 議員

「日本海沿岸の地震・津波被害想定」と

「泊発電所周辺地域原子力防災計画」における

「原子力災害」との複合災害について

■質問■

「日本海沿岸の地震・津波被害想定」を6月3日道が公表し、被害想定

の結果の定性的評価として、建物被害、人的被害など30項目、複数の自然災害等の複合災害では10項目を挙げている。岩手

力災害との複合災害に係る防災計画について、原子力災害対策として、「泊発電所周辺地域原子力防災計画」へ3月に情報伝

達手段として、無人航空機の追加など、複合災害対策を盛り込んだ修正を行った。また、複合災害時には、



「泊地域の緊急時対応」で、町民の安全を確保したのち、緊急事態区分に応じた防護措置を実施することとしている。

こうしたことから、今回公表された地震・津波の災害と原子力災害の複合災害への対応については、現行の防災計画を基本とし、引き続きより実効性のあるものに修正しながら精度を向上させていくことが必要と考えているが、今後も国及び道

議 会 日 誌

- | | | |
|-----|-------|------------------------|
| 5月 | 7日 | 後志総合開発期成会理事会・定期総会 |
| | 8日 | 建設産業委員会 |
| | 9日 | 社会文教委員会 |
| 14日 | | 総務委員会 |
| | | 議会運営委員会 |
| 19日 | | 第2回臨時会 |
| 26日 | | 新幹線建設促進後志・小樽期成会総会 |
| | | 横断自動車道黒松内・小樽間建設促進期成会総会 |
| 30日 | | 後志総合開発期成会後志要望 |
| | | 後志総合開発期成会北海道要望 |
| 6月 | 1日 | 陸上自衛隊真駒内駐屯地開庁71周年行事 |
| | | 北海道豊かな海づくり大会 |
| | 3日 | 原子力発電所問題特別委員会 |
| | 4日～6日 | 後志総合開発期成会中央要望 |
| | 9日 | 社会文教委員会 |
| | 11日 | 建設産業委員会 |
| | 12日 | 総務委員会 |
| | 13日 | 議会運営委員会 |
| | 16日 | 第2回定例会招集 |
| | 23日～ | 27日 第2回定例会再開 |
| 7月 | 6日 | 神恵内沖揚げまつり |
| | 8日 | 北海道町村議会議員研修会 |
| | 14日 | 後志町村議会議員研修・交流会 |
| | 18日 | いわないマリンビーチ安全祈願祭 |
| | 19日 | とまり群来まつり |
| | 24日～ | 25日 北海道町村議会議長会中央要望 |

町長 ■
地震・津波災害と原子

の動向を注視し、状況に応じた計画修正や支援策の強化等、今回の被害想定公表を受けた災害対応について、泊地域原子力防災協議会等の場で意見を述べる。

道による被害想定は公表結果を受け、地震発生後、いかに迅速に避難するか的重要性について、啓発活動を展開していくことが重要。災害に対する日頃からの備えや防災意識の高揚を広く住民の方々と共有するよう取り組む。

■再質問

現時点での実効ある一般防災及び原子力防災の具体的避難計画内容は。

■町長

原子力災害時の対応は、原子力防災計画退避等措置計画編の警戒事態発生時、施設敷地緊急事態発生時、緊急事態宣言発出時の防護対策に基づき対応する。

一般防災は、町地域防災計画地震・津波退避措置計画編で、地震・津波

災害から住民の生命・身体を保護する計画・対策を定めており、これに基づき対応するが、今後は、道において今後策定予定の減災計画の内容を踏まえ、修正を図り、より実効性のあるものへ精度を向上させる。

いわない議会だより アプリで閲覧できます

広報紙配信アプリ「マチイロ」のアプリをダウンロードし、「お住まいの地域」に「岩内町」を登録すると、いわない議会だよりがアプリから閲覧できます。(ダウンロードは表紙から)

村田 文明 議員

町民の快適な生活と観光や

移住定住へと繋がる町並みの

保全と改善、創出について

■質問

もつとも深刻な課題である人口減少に対抗するために、子ども達が生涯にわたり住み続けてくれる町、町民が幸せを感じて暮らすために、観光流入の増大や移住定住においても町並みの保全等は必須である。

次のとおり質問する。

1. てんぐ巣病に代表される樹木の病害対策について。

2. 団地除却跡地等の空地における雑草や樹木の処置について。

3. 街区公園の管理と、町における適正な配置について。

4. 街区公園における町民の憩いのための気配りにについて。

5. 建築基準法改正が空き家対策にあたえる影響について。

6. 町民自らによる町並みの保全と改善、創出と町との協働について。

7. 町並みの保全と改善、創出に関して町長の考えと、今後の方針は。

■町長

1. 樹木の管理は、道路の街路樹や公園の景観樹の植栽管理を優先的にやっている。

てんぐ巣病処置は、神社通りと含翠園については実施しているが、委託



勘案して効率的な作業方法を検討し、ボランティアなど様々な選択肢に配慮し、団地跡地等の適切な管理に努める。

3. 新たな公園整備については、町営住宅団地跡地等活用基本方針に基づき旧西宮園団地跡地の公園整備について検討を進めている。

また、既存の街区公園を廃止した新たな街区公園設置の検討は、火災も含めた緊急避難場所の性格も有しており、地域住民の意見聴取及び都市計画審議会での審議手続きも必要なことから、人口分布や都市構造の変状なども勘案しながら検討する。

4. 町都市計画マスタープランに基づき、各街区公園の役割を整理し、ウォーカブル・ネットワークと連携した適正配置について検討も必要。

また、公園が地域の方々の憩いの場としての役割を担うよう、適切に

管理を行う。

5. 今回の改正では、空き家の利活用に関する観点から、既存不適格建築物に対して一定程度の要件はあるものの利活用に対するハードルは低くなるが、これまで法に規定されていた特例の縮小により、利活用に対するハードルが高くなるなどの影響も想定。

管理不全空き家になる可能性が極めて高い空き家には、所有者の把握及び今後の活用について、聞き取り調査等を実施しているが、管理不全空き家及び特定空き家となつてしまった場合の対処については、条例の改正を踏まえ、今年度中に、管理不全空き家及び特定空き家を認定したうえで、法に基づく措置の実施に向け取組を進める。

6. 創出と町との協働については、町内会・自治会あり方検討会の設置や地域運営組織の形成支援、集落支援員の配置と情報誌の発行により、町内会等への加入促進に取

り組んでいる。

7. 町は、日本海と二セコ連峰岩内岳を望み、四季折々の豊かな自然と景観、これらに歴史や文化が調和した町並みが市街地を形成した、魅力ある都市環境にあるものと認識しており、こうした魅力ある町を将来にわた



大石 美 雪 議員

住民の交通権の確保を

求めて

■質問■

1. デマンドタクシーの実証運行に取り組む目的と実証予定期間、本格運行への判断基準は。

2. 岩内循環バス・ノッタラインのビンゴ型アンケートの改善と往復ルートや停留所を増やして利便性を高めることをしない理由は。

3. 円山地域乗合タクシーの乗車人数の推移は。「午後の便を増やして！」の要望があるが、火・木曜日が運休で、3便とした理由は。

4. 町は、国交省の「地域公共交通確保維持事業」の「地域内フィーダー系統補助」を受けているか。また、「1回当たり

の輸送量が2人以上」という補助要件を緩和する要望を国交省へ行っているか。

■町長■

1. 目的は、将来を見据えた町民ニーズに合った交通サービスについて検討するため。期間は、本年10月12月までを予定。判断基準は、町における交通体系を全て勘案した中で、町地域公共交通活性化協議会において、判断される。

2. 地域公共交通に係る住民アンケートは、現時点で利用者からの要望や苦情について、一定程度把握できる状況にあると考えており、現行のアンケート調査方法を継続する。

運行ルートや停留所の増設は、限られた車両で、効率よく市街地を面的にカバーするよう、町地域公共交通活性化協議会により議論し、現行の運行

ルートとして決定しており、現段階において考えていない。

3. 乗車人員の推移は減少傾向。以前運行していた第4便の利用者が極めて少なく、町地域公共交通活性化協議会において検討した結果、現行の運行体制とした。現段階において、午後の便を増設する考えはない。

4. ノッタライン及び円山地域乗合タクシーの運行事業者において補助金の交付を受けている。本補助事業を活用して



いるノッタラインと円山地域乗合タクシーは、ノッタラインが1便当たり13・5人の輸送人員、円山地域乗合タクシーが1便当たり6・2人の輸送人員であり、どちらも補助要件の輸送量を上回っており、この補助要件を下回る状況は想定されないことから、現時点で、国に対する要望は行っていない。

■再質問■

デマンド交通システム導入を試みるよりも、今ある地域公共交通の利便性を高めることに力を注ぐべきではないか。

■町長■

地域におけるニーズの把握など将来を見据えた町民ニーズに合った交通サービスの提供を検討するため、デマンドタクシーの実証運行を行い、持続可能な地域公共交通となるよう協議・検討を進める。

町の増えている

空き家への取り組みは

■質問

1. 空き家の数とその内訳は。

2. 町の空き家対策と都市計画についての考えは。

3. 今回の条例改正で具体的にできることは。

4. 岩内を避暑地としてPRし、町が空き家を「適切な住まい」にリノベーションする施策はあるか。

5. 島根県江津市や大田市のように空き家をアイデアと工夫で有効利用する取組は。

■町長

1. 3月末時点で、空き家と思われる建物が426件、内訳は、所有者・管理者が特定できている建物が213件で、

その内、特定空き家等に相当する建物が121件。所有者・管理者が特定できていない建物が213件で、その内、特定空き家等に相当する建物が132件。

2. 町空き家等対策計画で、空き家対策の基本的な方針や対策を示し、都市計画マスタープランと立地適正化計画により、空き家・空き地の解消や発生抑制対策を一体的に検討・実施する。

3. 法に基づく措置の対象となる空き家は、周辺の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている特定空き家等に限定していたが、今回の改正により、そのまま放置すると特定空き家等に該当するおそれのある状態と認められる空き家について、管理不全空き家等と

して認定することで法に基づく措置を実施することが可能となる。

4. 町では現在、そうした施策は実施していないが、空き家等対策計画において中古住宅取得補助制度を実施しており、こうした取組を継続する。

5. 空き家の有効利用は、住生活基本計画や空き家等対策計画で施策を位置付け取り組んできたが、新たな立地適正化計画においても空き家に対する取組を盛り込み、将来のまちづくりを見据えながら、総合的に検討すべき重要な課題である。

また、町の各種計画の空き家対策に関連する施策を着実に実施するため、活用可能な財源の検討も含め、関係部局と連携を図りながら取り組んでいく。

■再質問

1. 今回の条例改正で空き家対策に取り組むことで、国からの財政的補

助を受けることはできるか。

2. 空き家問題解決にスピード感を持って取り組むことが求められていると思うが、町の考えは。

■町長

1. 代執行等、法に基づく措置を実施する場合は、活用可能な国の補助制度が整備されており、活用は可能。

2. 管理不全空き家等及び特定空き家等に対し、法に基づく措置を実施するにあたっては、空き家等対策協議会における協議を経て町が認定することになり、必要な法的手続きの整理も含め、円滑な対応の実施に向け、取り組んでいく。

議会を傍聴してみませんか。

議会開会については、前日の夕方と当日の朝の防災行政無線でお知らせします。
手続きは、「傍聴人受付票」に名前・住所・年齢などを記入し、受付箱に投函するだけです。

編集後記

「議会だより169号」をお届けいたします。第2回定例会での一般質問を中心に編集しました。ぜひご覧になって、町の方針や議会活動もご理解いただきたいと思います。

なお、議会だよりでは、一般質問を要約してお届けしています。議会の一部しかお伝えすることができませんので、町政を一層ご理解いただくため、町議会を傍聴ください。

会議の内容は、会議録に詳細に記録されておりますので、ご覧になりたい方は議会事務局へお問い合わせください。

また、議会だよりに対するご意見ご要望等がありましたら、議会事務局までぜひお聞かせください。お待ちしております。

(議会運営委員会)